

全 建 労 発 第 48 号

平成 2 5 年 1 1 月 8 日

各都道府県建設業協会専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

常務理事 室 川 正 和

(公印省略)

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、除染等業務等に従事する労働者の被ばく線量等を一元管理するための制度の設立に向けて、関係元請事業者による「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会」において中間報告が取りまとめられます。

厚生労働省では、そのとりまとめがなされた後に、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」(平成 23 年 12 月 22 日付け基発 1222 第 6 号)の改正等により、除染等業務に従事する事業者に対し、本制度への参加を促す周知依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して本制度をご周知いただきますようお願い申し上げます。